

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に会社Aに採用され、同日よりB製造所（以下「会社」という。）に派遣され、農業用機械の製造作業に従事していた。

請求人は、同年〇月〇日、昼食を摂った後、会社内で休憩中、右耳を右腕に乗せ腕枕の状態では仮眠を取っていた際に、請求人の右側1.2mの距離にあったグリスポンプに取り付けてあったエアースーツが大きな音をたてて破裂したため、右耳痛が生じ、その後右耳の圧迫感や自声反射等の症状が現れたことから、同日Cクリニックに受診し、「右音響外傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され通院治療を行った結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の同給付については支給した。その後、請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間（以下「本件請求期間」という。）の同給付についても請求したところ、監督署長は、通院日以外の就労は可能であったとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病に対する休業補償給付について、通院日のみ支給し、その他の各日については支給しないとした処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会は、請求人の主張を踏まえ、治療経過、医証等を精査検討し、次のとおり判断する。

請求人に発症した本件傷病は、全ての医証が音響外傷と診断しており、この診断は、妥当であると判断する。

次に、請求人は、平成〇年〇月〇日以降も右耳鳴があり、D医師の指示に従い通院治療をしたと主張しているが、主治医から休業治療の指示は認められず、受診日は、同年〇月〇日及び〇月〇日の2日間のみである。

また、E医師の意見書及びD医師の回答書から、本件請求期間前に聴力は改善しているものの、耳鳴を訴えていたことからこれに対し、循環と神経障害の改善を促す薬剤の内服治療を受けていたことが認められる。

さらに、本件傷病の治療中における就業の可能性について、D医師は回答書において、要旨、「軽作業であれば、当病院初診時（平成〇年〇月〇日）以前に就労可能であった」と回答している。

以上を総合すると、当審査会は、本件請求期間において、騒音環境職場以外での軽作業であれば就労可能であったと判断する。

したがって、休業補償給付の支給要件に照らして、請求人が通院のため就労で

きなかった2日間を除く全期間を療養のために就労ができない期間であると認めることはできない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の一部を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。